

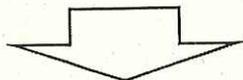
身体障害者手帳(再)の申請について

1 身体障害者手帳交付申請書類の入手

役場福祉課にて以下の書類を受け取ってください。

- ① 身体障害者手帳(再)交付申請書
- ② 身体障害者手帳診断書・意見書

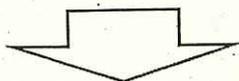
※障がい部位により診断書・意見書は異なりますので、ご注意ください。



2 都道府県知事指定の医師に、診断書・意見書の作成を依頼

まず、都道府県の指定を受けている医師かどうか、医師に確認してください。身体障害者手帳の交付基準に該当しているかを医師に確認した上で、診断書・意見書の作成を依頼してください。

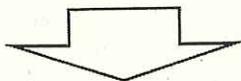
※指定医師の等級意見は参考となるものであり、その通りの等級で認定される
とは限りません。



3 身体障害者手帳(再)交付申請書を提出

下記の書類を役場福祉課に提出してください。

- ① 身体障害者手帳(再)交付申請書(本人・ご家族・代理の方が記入)
※本人以外の方が記入された場合の委任状や身分証明書等は不要です。
- ② 身体障害者手帳診断書・意見書
(申請日から3か月以内に医師により作成されたもの)
- ③ 写真(縦4cm×横3cm)1枚(上半身・脱帽・サングラス不可)
※カラー、白黒どちらでも可、スナップ写真可
- ④ 旧手帳の写し(再交付申請の場合)
※新しい手帳が交付される時に、旧手帳を返還してください。



4 身体障害者手帳の交付 ※手帳が交付されない場合もあります。

書類提出後、兵庫県身体障害者更生相談所にて交付の可否が決定されます。通常は2か月程で身体障害者手帳は交付されますが、審査内容により半年程かかる場合もあります。

交付の際には、役場福祉課より必要書類等を記載した交付案内を郵送いたしますので、ご本人もしくはご家族の方がお越しく下さい。また、手帳引き渡しの際に、手帳の内容及び福祉サービスの内容を案内いたします。お時間余裕をもってお越しく下さい。

問合せ先:猪名川町生活部福祉課 障害福祉担当
電 話 072-766-8701(内線122・123)
ファックス 072-766-8895